

報告第20号

令和4年8月29日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報告第 20 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解



